

令和３年 第６回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和３年４月１５日（木）			
招集の場所	時津町役場 本庁舎５階中会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和３年４月１５日（木）午後１時３０分		
	閉 議	令和３年４月１５日（木）午後２時０８分		
出欠委員の氏名 出席 ４名 欠席 １名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委 員	宮原 克也		○
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	川崎 孝敏	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	松園 喜秀	社会教育課長	大工園徳隆
	学校教育課長	帶山 保磨	教育総務課長	大宅 啓史
	学校教育相談員	山口由美子	教育総務課長補佐	前田 和彦
			教育総務課主事	前田眞由美
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第 1 会議録の承認について（第 4 回及び第 5 回）

日程第 2 教育長報告

日程第 3 報告第 4 号 教育上特別な配慮を要する児童生徒の就学について

日程第 4 議案第 19 号 専決処分の承認を求めることについて（時津町学校運営協議会委員の委嘱について）

議案第 20 号 専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）

議案第 21 号 専決処分の承認を求めることについて（時津町スポーツ推進委員の委嘱について）

議案第 22 号 時津町社会教育委員の委嘱について

議案第 23 号 時津町公民館運営審議会委員の委嘱について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和3年第6回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第4回及び第5回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第4回及び第5回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

無いようですので、令和3年第4回及び第5回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和3年第4回及び第5回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和3年3月24日から令和3年4月15日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第4号 教育上特別な配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第4号、教育上特別な配慮を要する児童生徒の就学についての報告を受けたいと思います。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

本案について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会による非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第3 議案第19号 専決処分の承認を求めることについて（時津町学校運営協議会委員の委嘱について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第19号、専決処分の承認を求めることについて（時津町学校運営協議会委員の委嘱について）の件を議題とします。

議案第19号について、事務局の説明を求めます。

○ 帯山学校教育課長

議案第19号、専決処分の承認を求めることについて（時津町学校運営協議会委員の委嘱について）、ご説明いたします。

本議案は、4月1日付けで新たに設置される鳴北中学校及び任期が経過する既に設置されている時津北小学校の学校運営協議会委員について、任命を行うものでございます。

これは、時津町立小中学校管理規則に、所管に属する学校のうち学校の運営に関して協議する機関として、学校ごとに学校運営協議会をおくことができる」また、時津町学校運営協議会規則により「協議会の委員は教育委員会が任命する」という規定に基づくものでございます。

添付の令和3年度時津町学校運営協議会委員一覧をご覧ください。

令和3年度は、時津北小学校の委員は7名が新たに推薦されております。

以上で議案第19号の説明を終わります。

資料の新旧対照表をご覧ください。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第 19 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 19 号、専決処分の承認を求めることについて（時津町学校運営協議会委員の委嘱について）についての件は、原案どおり可決されました。

日程第 4 議案第 20 号 専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第 20 号、専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）の件を議題とします。

議案第 20 号について、事務局の説明を求めます。

○ 帯山学校教育課長

議案第 20 号「専決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。

本件の、町立小中学校における「省令主任等」につきましては、令和 3 年 3 月 31 日の任期満了に伴い、令和 3 年 4 月 1 日で新たに発令する必要が生じましたが、教育委員会を招集する暇がありませんでしたので、同日付けで専決処分をさせていただいております。

本議案は同専決処分について、教育委員会の承認を得るため提出するものでございます。

発令者一覧につきましては、専決処分書の次ページにございますのでご覧ください。

なお、省令主任等は各学校から教務主任以下研究主任まで報告があったものについて発令しております。

以上で議案第 20 号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第 20 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 20 号、専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令に

ついて)の件は、原案どおり可決されました。

日程第４ 議案第２１号 専決処分の承認を求めることについて（時津町スポーツ推進委員の委嘱について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第２１号、専決処分の承認を求めることについて（時津町スポーツ推進委員の委嘱について）の件を議題とします。

議案第２１号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第２１号、専決処分の承認を求めることについて（時津町スポーツ推進委員の委嘱について）ご説明いたします。

時津町スポーツ推進委員につきましては、令和３年４月１日から令和５年３月３１日までを任期として、すでに１４名の方について教育委員会の承認をいただいております。

今回、各小中学校代表６名について、各小中学校長からの推薦により時津町教育委員会事務専決規程第２条第１項の規定により４月７日に専決処分を行ったため、時津町社会教育委員条例第２条第２項の規定により、教育委員会へ報告し、専決処分について教育委員会の承認を得るためこの議案を提出するものでございます。

以上で、議案第２１号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第２１号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第２１号、専決処分の承認を求めることについて（時津町スポーツ推進委員の委嘱について）の件は、原案どおり可決されました。

日程第４ 議案第２２号 時津町社会教育委員の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、議案第２２号、時津町社会教育委員の委嘱についての件を議題とします。

議案第２２号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第 2 2 号、時津町社会教育委員の委嘱についてご説明いたします。

時津町社会教育委員につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までを任期として、すでに 9 名の方について教育委員会の承認をいただいております。

今回、小中学校長代表 1 名について、4 月 1 2 日開催の町内校長会において決定したため、時津町社会教育委員条例第 3 条の規定により、委員の委嘱について教育委員会の承認を得るため提出するものでございます。

記載のとおり、小中学校長代表として、時津中学校校長の川里 祥之氏を、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までを任期として委嘱するものでございます。

以上で、議案第 2 2 号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第 2 2 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 2 2 号、時津町社会教育委員の委嘱についての件は、原案どおり可決されました。

日程第 4 議案第 2 3 号 時津町公民館運営審議会委員の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、議案第 2 3 号、時津町公民館運営審議会委員の委嘱についての件を議題とします。

議案第 2 3 号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第 2 3 号、時津町公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

先ほどの議案第 2 2 号と同様、時津町公民館運営審議会委員につきましても、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までを任期として、すでに 9 名の方について教育委員会の承認をいただいております。

今回、小中学校長代表 1 名について、4 月 1 2 日開催の町内校長会において決定したため、時津町立公民館の設置及び管理等に関する条例第 5 条の 3 の規定により、委員の委嘱について教育委員会の承認を得るため提出するものでございます。

記載のとおり、小中学校長代表として、先ほどご承認いただいた社会教育委員と同じ、時津中学校校長の川里 祥之氏を、令和3年4月1日から令和5年3月31日までを任期として委嘱するものでございます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

○ 川崎教育委員

委員構成の役職は決まっているのでしょうか。

ほとんどの方が留任だと思われそうですが、人選はどうしていますか。

○ 松園教育次長

各団体から、代表として推薦いただいております。

○ 川崎教育委員

長年同じ方が委員になっていらっしゃるようですが。

○ 相川教育長

女性団体連絡協議会代表が長く委員に就任いただいております。代表の坂本さんは、県の女性団体連絡協議会会長もやっておられ、適任であるとして団体から推薦していただいております。

○ 川崎教育委員

委員個人がどうこうではなく、構成メンバーの入れ替わりがないと活性化が図れないのではと思われます。次回には、もう少し考えて人選を行ってほしいと思います。

○ 相川教育長

貴重なご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

他にご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第23号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第23号、時津町公民館運営審議会委員の委嘱についての件は、原案ど

おり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和３年第６回時津町教育委員会会議を閉会します。